

資料5-1

緊急事態宣言区域における取組について（案）

1. 飲食対策の徹底

- ・ 酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対する休業要請、左記以外の飲食店に対する20時までの時短要請 ※命令・罰則あり
- ・ 飲食店に対して、客に対するマスク着用等の感染防止措置の周知、当該措置を講じない者の入場禁止等を要請 ※命令・罰則あり
- ・ 住民に対して、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること等の感染防止に必要な協力を要請
- ・ 住民に対して、路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起

2. 人流の抑制

- ・ 催物・イベントについて、原則として無観客で開催するよう要請（社会生活の維持に必要なものを除く。）
- ・ 1000㎡超の多数の者が利用する一定の集客施設に対する休業要請（生活必需関係、学び関係、ライフイベント関係等を除く。）
- ・ 住民に対して、日中も含めた不要不急の外出・都道府県間の移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動することの要請
- ・ 鉄道、バス等の交通事業者に対して、平日の終電繰上げ、週末休日における減便等の協力を依頼

3. クラスタ発生が増加している感染源対策

- ・ 在宅勤務（テレワーク）、大型連休中の休暇取得の促進等により、出勤者数の7割減
- ・ 現場での集団活動を伴う職場等において、特に感染防止策の徹底、検査の充実等に取り組むよう働きかけ
- ・ 学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請

4. 医療提供体制

- ・ 医療人材の応援派遣の実施や、感染急拡大時の時限的緊急避難としての不急の一般医療の制限も含めた、コロナ対応に必要な病床・宿泊療養施設の速やかな確保
- ・ 健康観察業務の外部委託等による宿泊療養施設・自宅療養における健康管理体制の確保

5. その他

- ・ 原則として全ての飲食店等に対し、休業要請及び時短要請・ガイドラインの遵守を実地に働きかけ。
- ・ 上記の他、まん延防止等重点措置として実施することとなっている「重点検査の実施等」に取り組む。